

第 37 回産業統計部会議事録

1 日 時 平成 25 年 6 月 14 日（金）15:58～18:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 西郷浩

（委 員） 竹原功、椿広計

（専 門 委 員） 小西葉子、近藤正彦

（審議協力者） 内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、愛知県

（調査実施者） 経済産業省大臣官房統計調査グループ鉱工業動態統計室：新井室長

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官ほか

4 議 題 経済産業省生産動態統計調査の変更について

5 概 要

西郷部会長 それでは、定刻より 2 分ほど早いのですけれども、全員そろったということですので、第 37 回「産業統計部会」を始めさせていただきます。

実は、産業統計部会は昨日もございまして、今日は、この前にも部会があって、一部の方には連日、しかも 2 部会続けてという、かなり無理を強いているのですけれども、大変お忙しい中、審議に御協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速、部会を始めていきたいと思いますけれども、前回の部会では、審査メモの中の「（1）見直しの必要性・統一基準見直しに当たっての基本的考え方」及び「（2）統一基準の変更」の論点のうち「ア 調査事項」、「イ 金額項目」、「ウ 内訳項目」及び「エ 調査項目」について審議を行いました。これらに関しましては、修正が必要とされた事項及び必ずしも説明が分かりやすくなかった部分があったので、宿題という形で経済産業省に御説明をお願いしております。

また、調査実施者に対して、本日の審議予定である「（2）統一基準の変更」の「オ 原材料欄」以降に関しましても資料を作成していただいております。

なお、前回の第 34 回、本日が第 37 回なのですけれども、前回の生産動態統計について話し合った産業統計部会のことですが、第 34 回部会の結果概要につきましては、事務局から委員・専門委員の皆様へ送付し、御確認いただいていることと思いますが、意見・要望や資料の請求等は特に出されていないということですが、今後もお気付きの点等がございましたら、事務局までメール等で御連絡いただければと思います。

また、本日の部会は 18 時までを予定しておりますが、審議する項目が大変豊富ですので、場合によっては 18 時をちょっとオーバーするということもございまして、あらかじめ御了承ください。予定のある方はもちろん退席されても結構です。

それでは、まず初めに、本日の配布資料につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 本日の配布資料でございますが、新たにお配りしております資料といたしまして、お手元でございます資料1及び資料2の2種類となります。

資料1は、前回の部会で本日改めて説明することとされましたことなどにつきまして、経済産業省におきまして作成されたものであります。

資料2は、本日の審議予定事項につきまして、同じく経済産業省におきまして作成されたものでございます。

そのほか、参考資料として2つ添付しているものがございます。

そのほかの資料につきましては、前回の部会でお配りしたものを使用させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

西郷部会長 どうもありがとうございました。

それでは、第2回目の部会の審議に入りますけれども、最初に申し上げましたとおり、まずは修正が必要とされた事項及び一部、必ずしも分かりやすくなかった事項に関して、調査実施者から説明をお願いして、それについて審議したいと思います。

それでは、調査実施者である経済産業省から御説明をよろしくをお願いいたします。

新井鉾工業動態統計室長 よろしく申し上げます。

まず、お手元の資料1「経済産業省説明資料（第34回部会の宿題等）」をお開けいただければと思います。

前回、統一基準の中で、内訳項目、特に鉄鋼等と限定してあるということについて、それはどうなのかという御意見を頂きました。私も、検討いたしまして、鉄鋼というものは外して、後を修正してございます。

それから、「また」以下で、「受入については」ということで「『国内』と『国外』に分ける。」としておりましたが、これを「ことを原則とする。」というように、語尾を追加させていただいてございます。

それ以降、調査品目のところでは、工業統計を商品と言っておきまして、生産動態統計で調べているものを品目と言っていますので、それが分かるように言葉の整合性をとらせていただきました。

調査品目の「なお」以下で「『商品』は、工業統計調査表分類の商品であり」ということで、「商品」という名前と、制度では「品目」という区分をはっきりさせたものでございます。

それ以外にも、次ページをめくっていただいて、原材料欄では「原材料欄については、古紙など環境・リサイクル上業種横断的に使用される」ということで、正確性を期す表現に改めさせていただいてございます。

まだ案ということでお出ししていますけれども、御議論する中で、こういう表現は不適

切ではないかという御議論もあると思いますので、それを受けて最終案としていければと考えてございます。

統一基準は以上でございます。

それから、どういう調査票で金額調査をやっている、それがどのくらいの数なのだという御質問を受けてございました。資料1-2を御覧いただきたいと思います。調査票番号で調査票名、それから、金額調査のある、なしを で付してございます。それぞれの月報ごとの品目数を一番後ろに書いてございます。

めくっていただきまして、最後の金額調査をしていない調査票の数は、現在、111種類の調査票のうち12枚の調査票で金額を調査していない。それから、品目数ですと、1,644分の170ということで、約1割程度の品目が金額調査がされていないという状況でございます。

もう一点、資料1-3に、回収率がどんな状況になっているのかということでございます。これ2006年と2012年を比較したものでございます。本省直送が93.6%から89.7%、3.9%減、局が97.2%から96.9%、0.3%減、都道府県が89%から82.1%、6.9%減、全体を通しますと、93.4%から、現在は90.6%ということで、2.8%ほど低下をしております。ここで減少率がちょっと高いのが都道府県、規模の小さいところを調査対象にしておるところが回収率が悪くなってきているという状況でございます。

それから、資料1-4、竹原委員に頂いた意見でございます。一般統計に移す際に、記入者負担の軽減等を図るべきではないかという御意見を頂きました。

私どもの御回答を下に書いてございますが、一般的には、調査項目の移行に際して、記入者負担を図ることを原則としてございます。

しかるに、今回の一般統計への移行を検討している鉄鋼関係に関しましては、報告者の代表者である鉄鋼連盟に確認を致しました。鉄鋼業界は報告者である一方、利用者でもあり、需給状況把握の観点から生産動態統計調査について非常に重視している。各社とも現在の調査票に合わせて回答するシステムを組んでおり、調査内容が変更される場合には多大な負担が掛かる。このため、今回移行を検討している項目については、むしろそのまま調査内容を変更することなく移行していただいた方が、記入者負担軽減の観点からも報告者にとって望ましいという回答を頂いております。

当方といたしましては、このような報告者の意向を今回は尊重していければと考えておるところでございます。

前回に頂いた御意見等に対するお答えでございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、資料1-1で、審査メモの方で言いますと、これは前回の部会の資料3になりますけれども、今、御回答いただいた部分は、2ページ目の「統一基準の変更」の「A 調査事項」から「E 調査品目」にかかわるところ、それから、竹原委員から、そもそも基幹統計で捕捉すべき部分と、それから、一般統計で捕捉すべき部分との切り分けというか、守備範囲の判断はどのようになっているのかというものに対する御回答であったか

と思います。今の御説明に関して、何か質問等ございますか。

まず、最初の資料1-1のところは、調査欄及び調査項目に関して、例えば、商品であるとか、品目であるとかの対応関係が必ずしも判然としていなかったところを、きちんと、それが分かるように書きましたというところが1点。

資料1-2は、前回、金額項目でとるというところは検討がおおよそ済んだのでという御説明があったのですけれども、その際、どれぐらいの調査において金額項目がとられているのか、それを示してほしいという要望があったのに対する御回答ということですね。

資料1-3は、回収率、回答状況に関しての質問があったので、それに対する数字的な回答。

資料1-4が竹原委員の御意見に対する御回答ということなのですけれども、いかがでしょうか。何か質問等ございますか。

どうぞ。

近藤専門委員 資料1-3の回収率というところなのですけれども、本省直送、これは多分、大企業が多いと思うのですけれども、大企業に関わらず、これだけ落ちているのですか。何か特殊な要因が出てきたとか。

新井鉦工業動態統計室長 お答えを致します。直送となっているのは、基礎系というのですかね、基礎素材系、電線ですとか、アルミですとか、必ずしも機械の大手だけではなくて、直送になっているものもございます。電線などは全部を調査対象にしているということで、小さい事業者もいますので、そういうところがちょっと回収が落ちているのかなと思ってございます。

近藤専門委員 分かりました。

西郷部会長 ほかにございますか。小西専門委員、お願いします。

小西専門委員 前回の部会が終わった後に総務省の事務局の方に質問を送ったのですけれども、それとちょっと重複するのですけれども、前回の審査メモの3ページの「ウ 内訳項目」の、これを統一基準の中で鉄鋼という固有のものを入れるかどうかという議論がされたと思うのです。それで今回、改定ということで外すことにされていることは分かったのですけれども、あのときにも議論になったのですけれども、確か西郷部会長から、調査品目、項目が詳細、多岐にわたっているということの具体的な例というか、どの程度とか、誰がそう思ったからかというようなことを知りたいなと思ったのと、あと、そういうことを入れないで、一般的に、誰かが、これは煩雑で、ちょっと運用が難しいと思ったら、基幹統計から一般統計調査へ移行することを検討するということでしたら、これを今回入れないといけないのかなというのが私の疑問です。鉄鋼を外してしまって、具体的な例もなくてというのが1つ、疑問です。

西郷部会長 お願いします。

新井鉦工業動態統計室長 現在、全ての調査票を御覧になっていただければ一番よろしいのかもしれないのですが、調査品目、項目等を詳細に調べているのが鉄、それと、今回、

調査改正を予定しています繊維系となつてございます。鉄関係が最後かなと思つてございます。あとは、1項目、2項目しか内訳等とつてございませんで。ただし、基準に入っていないと、調査を直す、こういう御審議いただく場で、なぜなのだという御説明がなかなか難しいということもありまして、鉄を除いても、今後、移すようなもの、現在、頭に浮かんでいないのですが、今後出ないと思つておるのですが、基準に入れていないとそれはということで、多岐にわたるものという表現で今回、一般統計に移すことを検討するというふうに表現をさせていただいています。

それから、見直しをする際には総務省と個別・具体的に御相談をし、こういう場に係るだとかいうことになると思いますので、私どもが勝手にできるわけではなくて、案を検討するだけですので、そこは御理解いただけるのかなと思つてございます。

西郷部会長 よろしいですか。ほかに何か御意見ございますか。

竹原委員、お願いいたします。

竹原委員 今回の御回答で結構なのですけれども、鉄連は巨大ユーザーですし、一方では巨大な報告者ですから、それなりに理由があつて、このことについてはイエスということなのだと思つていますが、今後、一般統計に移す項目はさほど残っていないというお話でしたが、ある場合は、こういう形で、報告者負担ということだけではなしに、その品目の必要性も含めて、きちんと報告者側と確認をやった上でぜひ対応していただくように、よろしくお願ひを申し上げます。

新井鉦工業動態統計室長 分かりました。

西郷部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

多岐にわたるとか、詳細にわたるということ、精度は、対象によって全然調査票などが違つたりするので、多岐にわたるということを明示的に書くことはなかなか難しいという面はあると思つています。今、調査実施者の経済産業省から御説明がありましたとおり、対象によって、経済産業省だけで決めるのではなく、総務省と相談した上で、一般統計調査に移すのか、基幹統計に残すのかという判断は今後していくということですので、これは適当と判断させていただければと思つています。

ほかにございますか。そう致しますと、審査メモにございます「(2)統一基準の変更」のうち、前回審議していただきましたアからエまでに関しては、今回の統一基準の見直しは適当であると判断させていただきたいと思つていますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、今度は、その次のオからということになるのですけれども、今日お配りしてある資料の参考のところを御覧いただきますと、前回の議論を踏まえて審査メモというのが書き直されておりますので、むしろこちらを使った方がいいということになるわけですか。そうですね。今日、お配りしてある、後ろの方に「参考」の審査メモ、アからエまで

は、今、御議論していただいた形で決着したということになっていきますので、オから先がこちらにございますから、それを御覧になりながら審議をしていただければと思います。

それでは、「オ 原材料欄」から「コ 調査組織」までということで6つありますので、1つ10分でやったとしても、それだけで60分掛かってしまうことになっていきますので、効率的な審査に御協力いただければと思います。

それでは、前回と同様に、個別の変更について審議してまいりたいと思います。最初に「(2)統一基準の変更」の「オ 原材料欄」というところなのですが、新しい審査メモで言いますと1ページ目、前の審査メモで言いますと5ページ目になりますが、こちらに関して、調査実施者の経済産業省から、審査メモに対する回答ということで御説明をよろしくお願いいたします。

新井鉦工業動態統計室長 それでは、まず、「オ 原材料の変更」のa「政策上特段の必要性が認められる品目」をどのようにして判断するのか、ということでございます。

私も、既存調査品目の見直し並びに新規品目等について、省内政策原課等に調査票の改正要望を毎年実施をさせていただいております。そこで要望案、改正案が出てまいりまして、それをまとめさせていただいております。その際、要望された事項について、政策上の必要性、それから、調査での実施の可能性、精度が確保できるのかとか、速報性の維持ができるのか、それから、報告者負担をどこまで求められるのかという点を考慮しながら判断をして、案を取りまとめてございます。

西郷部会長 今、資料2-1に、審査メモに対応するような形で、今回、経済産業省がメモを用意していただいておりますので、それを御覧になりながら審議していただければと思います。済みません、お願いします。

新井鉦工業動態統計室長 引き続き、b他項目とは異なり、本項目のみ「調査する」という表現を使っている、これはなぜなのか、というお問合せでございます。

原材料につきましては、13年基準では「業種横断的なもの及び政策上特段の必要性が認められる業種を除き廃止する。」と、廃止を前提として表現をしておりました。今回の基準では、13年以降、政策上の必要性があると整理をされた品目ばかりが残っておりますので、これを継続させる観点から、調査をするという表現をしてございます。ということで、他意はないというか、この言葉を限ってどうこうするというのではなくて、現状、引き続き実施をするということを表現したものでございます。

以上でございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、(2)の「オ 原材料欄」の変更に関しまして、何か御質問、御意見等あったら、よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。もし特段の御異論がないということであれば、「オ 原材料欄」の変更に関しては、適当と判断させていただくことにいたしますが、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、「統一基準の変更」の次の「カ 労務欄」に関して、審査メモで挙げられた論点への回答を経済産業省に御説明をよろしくお願いいたします。

新井鉦工業動態統計室長 「カ 労務欄」の変更、a「従事者数」を部門別に調査しないことで問題は生じないのかということをお問われてございます。

回答でございますが、部門別のくくりは、調査票単位として従来設定をしてございました。調査票を統合する際、調査結果利用者であります原課、それから、業界団体等々、その必要性があるのかどうかということを整理させていただいてございます。部門別に分けておく必要があるものについては、今回も部門別を残しておりますし、分けておく必要がないものについては、調査票群ということで、部門を1つにさせていただいてございます。

以上でございます。

西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に対して、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。ございませんか。

(「異議なし」と声あり)

西郷部会長 それでは、「カ 労務欄」に関しても、基準の変更は適当と判断させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

今度は「キ 生産能力・設備欄」に関する基準の変更ということですが、これも御説明を経済産業省によろしくお願ひいたします。

新井鉦工業動態統計室長 1ページおめくりいただきまして、「キ 生産能力・設備欄」の変更で、a「政策上特段の必要性が認められるもの」をどのように判断しておられるのかということでございます。

これは先ほどの原材料と同じコメントが書いてございますけれども、品目の見直し、新規品目等を採用する際に当たって、政策原課、業界に確認をしている。その際、出された要望について、必要性、本調査の実施の可能性を考慮して判断をしてございます。

それから、b「調査単位については、より実態を表す単位を採用」としているが、具体的にどのようなものを想定しているのかということでございます。

資料2-2、今回お出ししました長い表の5ページ、「5. 調査品目(能力欄)」というのがございます。ここで鉄鋼の設備等について変更をしておるということでございます。従来は、改正内容としまして、電気炉だとか、トランス定格容量等を統合する一方、調査を能力に変更するに伴い、品目の統合・削除をするということで、能力に変更するために設備から変更するということでございます。

それから、前回の部会の資料2-5の13ページ、こちらの方が見やすいと思っておりますので、具体的に調査項目がどういうふうになるのか、鉄鋼月報(その9)ということで、労務と設備を調査してございます。9となっておりますが、これが現在の調査事項で、製鉄設備、

製鋼設備、連続鋳造機、熱間圧延機等を調べておりますが、それらをくくって、高炉、転炉、電気炉と、それぞれの月間生産能力を調査をするというものでございます。

このことによりまして、稼働率の観点から、生産品目、それから、能力の関係がより明確にできるのかなと考えてございます。

それから、この見直しは、平成22年に御審議いただいた内容を、今後、こういうふうに見直しできないかという課題に対する検討結果でもございます。

以上でございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の「生産能力・設備欄」の統一基準の変更ということについて、御意見等ございましたら、お願いいたします。

今はそもそも論を話し合っているような形になるのですけれども、そのそもそも論というのが個別の変更と独立かということ、必ずしもそうでないようなところがあって、行ったり来たりしながら、本来なら議論するようなところもございますので、抽象的にそもそも論の部分だけ切り取ってきて、これが妥当かどうかを判断するというのは必ずしも簡単ではないというか、議論の進め方として難しい面があるとは思いますが、今は統一的な基準について審議をしておりますけれども、もし、もう少し審議が進んで、個別の話になって、やはりあの統一基準をもう一回考え直した方がいいのではないかという例が出てきたら、また元に戻ることも可能ですので、今は抽象的な議論をあえてしているのだということで御理解いただければと思います。「生産能力・設備欄」の統一基準の変更に関して、何か御質問、御意見等ございますか。

お願いします。

近藤専門委員 生産指数に比べて、能力指数、稼働率が少ない業種ですね。例えば、生産品数は相当あるのだけれども、能力指数、稼働率になると、品目からして少ないと、そういうのはどんな業種がありますか。目立つのは。とりにくい業種があると思うのです。

新井鉦工業動態統計室長 詳細までは、すみませんが、一次統計がないので。機械関係ですとかいうものが、カバー率がちょっと悪いという状況にあるのかなと思ってございます。また、機械関係は調査を充実するのがなかなか難しいという点もございます。

近藤専門委員 やはり受注量関係ですかね。

新井鉦工業動態統計室長 人手で動く、パソコン等についても、今、人が組み立てて、一時的に人を増強して、1週間で5万台作れたとかいうオーダーでいきますので、そこは能力と本当に言えるのかどうなのかということもあるのかなと思います。

近藤専門委員 素材系は、結構採用する比率は高いわけですか。総体的に。

新井鉦工業動態統計室長 素材系は、鉄ですと高炉ですとか、それから、セメントですとキルンですとか、今回、ゴムを見直していますけれども、加硫機ですとか、設備が限定されるものについては割と調査がしやすいのかなと思ってございます。

近藤専門委員 分かりました。

西郷部会長 ほかに何か質問等ございますか。いいですか。

それでは、「キ 生産能力・設備欄」の変更に関しても、統一基準の見直しは適当と判断をさせていただきます。

続きまして、「ク 調査対象範囲」の変更について御説明をお願いいたします。

新井鉦工業動態統計室長 「ク 調査対象範囲」の変更ということで、a「裾切り調査」への切り替えが削除されているけれども、その理由は何かというお問い合わせでございます。

本調査は、調査開始のころ、全数把握、物量の供給例とか、統制の関係で調査を行ってまいりました。事務処理の観点から、業種や品目について、その代表性の確保に配慮しながら、一定規模以上の事業所を対象とする裾切り調査に切り替えて実施をまいりました。現在は、鉄鋼業、化学工業、石油製品工業、非鉄金属工業、パルプ・紙工業等と言われる基礎機材、装置産業を中心に全数で調査を行っております。当該業種は割と事業所数も少ないということで、裾切り調査は現状では余り向いていないのかなと考えております。今後は、今回と同様、報告者負担、速報性の維持、精度の確保等に配慮した上で、対象数の見直しが中心になるのかなということで、裾切り調査という表現がなくなったというふうに理解をしております。

なお、全数調査から裾切り調査に切り替えることも対象範囲の見直しの一部と考えておるところでございます。

それから、bとして「調査効率が低下」とは何かということで、前回でも御議論を頂いたところでございます。

回答と致しまして、報告者の事務部門、総務ですとか経理の合理化により、調査票回収が困難、数回の督促、この繰り返しにより拒否の発生等も生まれておるという状況でございます。一方、実施組織においても人的資源の制約がある中で、調査票の回収率、統計精度の維持向上については引き続き最大限の努力を行ってまいりますけれども、調査効率が最大限生かされるような調査対象範囲の見直しを行っていくということで考えてございます。

c「対象範囲の見直し」とは具体的にどのように行うのかという御質問でございます。

資料2-3、今日お配りした席上配布資料を見ていただければと思います。品目別、規模別に集計を致しました。小西専門委員からも、品目別、従業者規模別のリストが何かないのということで、規模別に集計を致しまして、前年同月比、前月比の相関分析も行いましたということで、その資料ですと、一番直近が2ページに鉄の関係で、こういう品目ごとの規模別の集計をしてみたという点でございます。その際、現行の調査結果とカバレッジにも配慮したということで、これについては、現行全数を30人以上に改正を予定しているわけですけれども、の磨棒鋼については、30人以上で86.3%の現行の数量のカバレッジがある。事業所数は、全体で73事業所で、これからは32事業所ということで、事業所数的にはかなり減るけれども、精度的には落ちないということも検討させていただいております。この結果、行政原課だとか工業会、業界の特殊事情等もございますので、そこら辺

の御意見を聞きながら、案として取りまとめさせていただきました。

以上でございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

特に裾切りというのは、生産動態統計の元々の調査目的から考えると、なるべく全部調べた方がいいのだけれども、全部調べると、非常に時間と費用とが掛かってしまう。ですから、やむなく裾切りというのを導入するわけなのですけれども、そうすると、どこまで裾を切るか、どこまでの規模の事業所を捉えるのか、この点に関しては、生産動態統計の本来の目的とも密接にかかわるところですので、かなり慎重に議論した方がいいところではないかと思えます。席上配布資料等を御覧になりながら、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

小西専門委員、お願いします。

小西専門委員 まず、お忙しい中、詳細な資料を作っただいて、ありがとうございます。品目ごとをなるべく見たいというふうにリクエストさせていただいて、満足しております。

1つは、裾切りするとき、既に十分対象者数があるような品目はいいのですけれども、例えば、100以上とか、200以上とか。最初から10とか9しかないものも、調査票の中で一律に20を30にするからといってやるのが、それを一々品目ごとにする、負担が増えることは分かるのですけれども、後でIIPとか、10とか、ほかのものに利用するとき、統計分析をするときに耐え得るぐらいのサンプル数を確保するような下限を設定することはできないのかなというのが1つです。例えば、調査票を20から30に裾切り、上げるけれども、元々の対象が10以下のものについてはこれを単位にしないですとか、これは10がいいかどうかは分からないのですけれども、下限を設定する可能性があるかどうかということと、あと、やはり気になるのは、そうやって小さいサンプルが1でも2でも落ちてしまうことによって、経済産業省だと、中小企業白書などで小さいところを対象にするような分析をしますね。その精度の確保が大丈夫かなというのがちょっと気になりました。

西郷部会長 今の点に関して、元々の母集団のサイズが小さいときにまで裾切りを導入することの是非やいかんというような質問が最初の質問だったと思えます。

新井鉦工業動態統計室長 品目単位の事業所数が極端に少ない場合、どこまで切るのというお問い合わせだと思いますが、今回見直しを行った8月報につきましては、300を上回る調査票についてやらせていただきました。その結果、ものによっては、1桁はないと思うのですが、2桁の小さい方のものはあったかなと思ってございます。ただし、相関ですとか、動きを見ると、そんなに影響はないのかなと。確かに生産動態統計は業種調査ではなくて、品目単位の調査を一番重要視してございますので、そこはそこで努力はしていきたいと思えますけれども、かといって、この結果の利用者であるIIPですとか、加工統計部門はあくまでも速報値としての動向を追う、今の経済の動向を追うという観点で活用されておりますので、業種の代表性は十分カバーをされておるのかなというふうにも考えてご

ざいます。

それから、中小企業の白書を書くために別個調査をしておるのだらうと思いますが、私どものデータを使って中小企業のIIP、小規模IIPでしたか、確か作っております。

小西専門委員 規模別のIIPを作っていますね。

新井鉦工業動態統計室長 作っておられます。それは私どものデータを使って、資本金と従業者の、中小企業に該当するのとかということのを再集計し直して使っておられるようでございます。特に中小企業庁からは御意見は、この業種については頂いてございません。

小西専門委員 でも、彼らが規模別を作るときには、例えば、溶接棒心線だと、今、事業所は7だけれども、20を30に変えたら6に落ちてしまったのは、6を使って規模別で作るしかなくなってしまうということですね。規模別のIIPには、この裾切りのサンプル減が影響を与えるということですか。この精度には。

新井鉦工業動態統計室長 中小企業の性格付けは資本金と従事者数で格付されていますから、私どもへの調査結果のそれが中小企業に該当するの、大なのかというのを振り分けて活用されておられると。それから、トレンドは動きで追っていきますから、対象がちょっと落ちて、それは大丈夫かなと思ってございます。

小西専門委員 関連だけで、サンプルが小さい中で、裾切り、30のときの相関と20のときの相関が高いと言われても、それでいいとはとても言えないのですけれども、例えば、10個以下だったら、全部使った方が、1個でもサンプルが多い方が精度はよくなりますので、もちろん実施者の方の事務的手続などが増えるのは当然理解できるのですけれども、どこかでミニマムの下限が設定されるといいのかなというのは意見としてあります。

新井鉦工業動態統計室長 分かりました。

西郷部会長 ほかにございますか。

では、まとめとしては、母集団のサイズを考慮して、裾切りのある、なしを決めることはしないということなのですかね。特にそういうことは考慮せずに、主に全体のカバレッジというところを見ながら、20人なり30人なりというところに裾切りの基準を決めるという御回答だと理解してよろしいですか。

新井鉦工業動態統計室長 10ですとか、9ですとかいうところの対象数、それがどれだけ市場規模を持っておるのかで、統一基準の廃止品目の候補にも、ある反面になってしまう。逆に集中しているから、数は小さくても大手だけとかいうこともありますし、事業所の数だけで判断するのはなかなか難しいのかなと思っています。小西専門委員から頂きましたので、勉強させていただいて、何かいい方法があるのか、検討はしてみたいと思いますが、今、この場でどうこうするというのはなかなかできないかなと思ってございます。

西郷部会長 どういたしますか。この項目というか、「調査対象範囲」の基準の見直しに関しては、少し検討なさるといえることですか、今の御回答は。それとも、御意見として伺って、今回は基準は基準として。

新井鉦工業動態統計室長 勉強させていただいて、いい解決方法があれば、次回の改定

の際に使えるのかなとかいうのを勉強させていただければなど。それでよろしいでしょうか。

小西専門委員 では、一緒に勉強しましょうか。

新井鉦工業動態統計室長 よろしくお願ひします。

西郷部会長 では、見直し自体は、この御提案のとおりで適当と判断させていただいてよろしいでしょうか。今、裾切りのところに集中してしまいましたけれども、ほかに調査対象の見直しというところで、調査効率の低下であるとか、論点では、b、cと挙げられていたわけですけれども、ほかの点に関してはいかがですか。

もしないようでしたら、「調査対象範囲」の基準の見直しの変更についても適切というふうに判断をさせていただきます。

次は「(2)統一基準の変更」の「ケ 調査票」についての変更の審議に入りたいと思います。これも最初に調査実施者から御説明をよろしくお願ひいたします。

新井鉦工業動態統計室長 「ケ 調査票」の変更。論点といたしまして、aとb、2点頂いてございます。a「動向把握の必要性が低くなった調査票」とは、具体的にどのように判断しているのか。bと致しまして「特に鉦工業指数に採用されている品目の無い調査票」と記載されているのはなぜかということでございます。

今回、統一基準法で「特に」とわざわざ強調する必要はないだろうということで、「例えば」という表現に改めさせていただいていますが、そのお答えでございます。

aとb、何となく似ているという感じもしましたので、答えを一緒に書かせていただいておりますが、本調査の目的であります生産動向把握の観点から、必要性の高い品目は鉦工業生産指数に採用されております。一つの判断基準として明記したものでございます。また、政策原課、工業会とも動向把握の必要性についても整理を実施いたしてございます。業界で必要、政策原課で必要だということもヒアリングをしてございます。

それから、産業連関表作成のためのデータは年統計であり、製造業であれば工業統計で十分対応できると判断を致してございます。また、改正に当たり、当グループ内のIIP担当部署、それから、10作成部署とも調整を致しまして、影響は極めて軽微というふうなコメントも頂いてございます。

以上でございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の御説明に対して、御意見、質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

小西専門委員、お願ひいたします。

小西専門委員 特に書いていることではなくて、最後に新井さんがおっしゃったことへの質問なのですけれども、経済産業省の中なので、IIPとかIOの方とかも、立ち話程度から本格的な会議まで、お話しする機会があると思うのですけれども、内閣府のQE作られている方とか、利用者の方、白書を作っている方とかは、いつの段階でこういう話を聞くこと

ができるのですか。

西郷部会長 御回答をお願いいたします。

新井鉦工業動態統計室長 今回については、他省庁等については、お話はまだしてございません。22年に本改正、生産動態統計、この場で御議論していただいたときに、23年の生産動態統計の改正で、工業統計に与える影響はあるのか、それから、鉦工業指数、それから、改正によりQEへの環境があるのかということで、関係部署からペーパーを出していただいております。そのとき、今回と同様、廃止品目が100億以下の品目ということで、それぞれの加工統計における影響は軽微というふうなペーパーを、その当時、出していただいております。それは実額ベースで全体に占める割合ということで、精度のカバレッジが極端に落ちるとかということだったら問題だけれども、現在の金額的な資料ということで、本日お出した資料2-3、製造業のカバレッジの比較というのをちょっと見ていただきたいのですが、従業者4人以上と全事業所数は数年単位でしか調査していませんので比較できませんけれども。

事務局 すみません、資料2-3は、2-1の後ろにホチキス止めさせていただいております。

西郷部会長 今日の資料2の一番後ろのページになります。

事務局 資料2-2がA3判だったために別にしております。

山田統計審査官 資料2という表紙が付いた資料がございまして、その最後のペーパーでございます。

西郷部会長 分かりましたか。お願いします。

新井鉦工業動態統計室長 資料2-3として、製造業のカバレッジの比較という資料をお付けしてございます。従業者4人以上の平成17年から平成22年までの経年変化、カバレッジの推移でございます。製造業で、全製造業品目、他省庁を除いた場合のカバレッジという点で、平成17年当時83%、平成22年82.5%ということで、この間、0.5%ほどカバレッジが落ちておるという状況でございます。それでは、製造業全体ではどういうふうになっているのかということ、全製造品目に対しては1.8%の影響が出ておるという状況でございます。平成22年当時は平成20年の調査結果を使って、それぞれで検証しているはずですので、そのときは0.7%ほど落ちていた。平成21年、平成22年については、若干ですが、これ自身はちょっと上がっておるという状況で、そんなに影響はないのかなという認識でございます。

西郷部会長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。どうぞ。

小西専門委員 この答えは何でしたか。これは内閣府が前のときにオーケーと言ったので、今回もそんなに変わっていないから、まだ聞いていないけれども、オーケーだろうという御回答ですか。聞かないと分からないですけれども、ぜひ御報告されて。

新井鉦工業動態統計室長 内閣府にQEとしてデータ提供しているのは、一番大きく活用

されているのは、IIPのデータです。それから、私どもで個別の、個票ではないのですが、サマリーデータとして提供しているのが、資本財系のデータは提供してございます。それはなくなるわけではありませので、引き続き提供はしていく。IIPと資本財系は引き続きいくのかなと思ってございます。

西郷部会長 よろしいですか、それで。

小西専門委員 はい。

西郷部会長 ほかに何かございますか。

それでは、「調査票」に関する統一基準の見直しに関しても、変更は適切と判断をさせていただきます。

次が「コ 調査組織」に関する変更ということで、これも実施部局から御説明をお願いいたします。

新井鉦工業動態統計室長 「調査組織」の変更ということで、2点、論点を頂いてございます。

1点は、「調査業務の効率化」とは具体的にどのようなことを想定しているのかということでございます。

「ク 調査対象範囲（変更）」の「調査効率の低下とは何か。」で回答しておるところでございますが、調査票の回収等については引き続き最大限の努力を払っていく所存でございます。調査結果の精度向上を目指し、調査対象の範囲の見直しを検討しているところでございます。

見直しにより、調査対象数の減少は、大半が都道府県経由であることから、現行の調査組織（都道府県、経済産業局、本省）において、より効率的に調査事務を遂行するため、調査組織ごとの業務量の適正化を図るものでございます。

「調査組織の見直し」とは具体的に何かというbの御質問でございますが、今、申したように、都道府県、経済局、本省、3つの調査経路で実査は行っており、既存調査票について、調査票の配布、回収、督促等の調査経路を変更することを予定してございます。

席上配布の資料の一番後ろのページに表2として対象範囲の変更及び経理区分の変更に伴う対象数の増減ということで、月報別に対象数が幾つ減るのか、それから、本省がどのくらい減って、経済局、都道府県がどのくらい減るのかという数も入れさせていただいてございます。トータルベースでは900事業所が減る予定になってございます。見ますと、都道府県は、実際減るのは210、経済局が450、本省では240ということで、経済局の減りが一番多いのですが、経済局の調査対象の持ち分が50数%ということで、割合的にはみんな同じような減少率になるのかなと思ってございます。

以上でございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

一部、調査対象の見直しという、先ほどの基準を適用するとこれくらい減るのであるというところまで入っていたかと思えますけれども、それも含めて、御質問、御意見等あり

ましたら、頂きたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

近藤専門委員 現状なのですけれども、本省と局と都道府県、どこが一番業務的に大変でしょうか。感知的に。どこもそうだと思うのですけれども。

新井鉦工業動態統計室長 すみません、それには何ともお答えができないのかなと思います。私ども、局の実情を知りませんし、県の実情もなかなか理解し得ない部分がありますので、こういう正式な場でコメントするのは控えさせていただければと思います。

近藤専門委員 分かりました。

西郷部会長 ほかにございますか。どうぞ。

小西専門委員 これは、またいつこういうことをされる予定ですか。裾切り。今回、900、1割はっていないのですけれども、結構落ちていきますね。減っていないところもありますけれども、例えば、430から250に落ちたり、5名を10名にただけで、陶芸だと、小さい事業所がたくさんあるから、がくっと落ちたりとか、あと、ニット生地だとかだと50が40になってしまっていて、もし裾切りがまたあったらどうなってしまうのだろう。あと自然減とかも考えると、サンプルのサイズの維持が品目によっては心配だなと、この統計について思うのですけれども、これは今回、結構大きいではないですか。20名以上のを30名にして、段ボールですと10名を50名にしたりとか。これは、例えば、10年、20年はこの形式でいくおつもりなのか、それともまたちょこちょこ2～3年ごとにとお考えなのか、お聞かせください。

西郷部会長 また話題が戻るような形ではありますけれども、先ほどは、こういう数字が出てこない状態で議論をしておりましたので、裾切りそのものをどのような形で今後見直していくのかという御質問だと思いますけれども、御回答よろしく願いいたします。

新井鉦工業動態統計室長 裾切り基準の見直しは、ここずっとやっておりませんでした。端的に言うと、記憶に余りないので、二十数年ぶりぐらいだろうかと思っています。こういう形でちゃんと整理をしたと。一業種単位ではやったとかいうのは何年かに一遍あったと思いますが。

それで、今後、そういうのが頻発するののかということですが、当面、やるつもりはないと思っています。私がいる限りはやるつもりはないのですけれども、それは私的意見なので、答えようがないので、組織としても、その分、ちゃんと整理をして、報告者の負担とか、調査効率の観点だとか、事業者の合理化で、ちゃんと報告できる体制が維持できれば、無理に規模を切ったり、カバレッジを無理に落とす必要はないと思っていますので、逆にカバレッジを上げる方向も考えられるのかなと思っています。今回は規模を上げていますが、ものによっては規模を下げてカバレッジを上げなければいけない品目もあるのかもしれない。今後、そういうものが増えてくるのかもしれないし、そこら辺は、カバレッジがどういうふうに推移しているのかということも併せて検討させていただければと思っています。

西郷部会長 よろしいですか。

小西専門委員 はい。

西郷部会長 ほかに何か御意見、御質問等ございますか。

それでは、「調査組織」に関する統一基準の変更に関しても、適当と判断をさせていただきます。

以上をもちまして、いわゆるそもそも論の部分が一応、全て適当という形で決着させていただいたということに致します。どうもありがとうございます。

それでは、今度は、今まで御審議いただきました、そもそも論としての統一基準に照らして、個別の変更が適切であるかどうかという審議に移りたいと思います。審査メモ、昔の番号で言うと6ページからとなりますが、新しいバージョンで言いますと、4ページの「(3)今回調査項目等の変更」というところに当たります。これに関しても、経済産業省から審査メモに沿うような形で資料を用意していただいていますので、見ていただくと、かなり細かい項目が続いているわけですが、先ほどまで御審議いただきました統一基準に照らして、今回の変更が適切であるかどうかということを一つ一つ判断してまいりたいと思います。それでは、経済産業省から御説明いただくということでもよろしいでしょうか。

新井鉦工業動態統計室長 「ア 調査票の廃止・統合」でございます。a2調査票を廃止する理由は妥当かということでもいただいております。

資料2-2、A3判で長い表の1ページ目でございますが、「1.調査票」の「(1)廃止」というところに出てまいります「二輪自動車及び部品」「武器」についてでございます。

「二輪自動車、部品」で調査している二輪自動車については、類似する「自動車」に同様に、部品については「自動車部品及び内燃機関電装品」にそれぞれ移設して調査を致します。そのため、品目が全部移ってしまいますので、調査票がなくなるという整理でございます。

「二輪自動車及び部品」に係る調査品目は、二輪自動車については4品目、部品については5品目という品目数で、非常に少なく、一方で、二輪自動車の報告者のうち、3割が「自動車」の報告者でもあります。そのことから、報告者負担の軽減、調査事務の効率化の観点から、調査項目を類似の調査票に移設した上で廃止をするという整理をさせていただきます。

もう一点、「武器」についてでございます。「武器」については、その生産活動は、他の製造品と異なり、国内外の経済動向に左右されず、防衛省・警察庁等の特定の需要先に影響されるものであります。これまで鉦工業指数に採用されず、22年基準においても同様であるという状況でございます。

一方で、工業統計では「武器製造業」として年1回調査しております。省内担当原課と調整した結果、動向把握の必要性が低くなったという観点から、記入者負担の軽減という観点で月報調査を廃止するという整理を致してございます。

次に移っていただいて、b2 調査票を1 調査票に統合する理由は妥当かということでございます。

具体的には、「セメント月報」の調査品目は、製品欄は5 品目、労務欄は2 品目、生産能力欄1 品目と非常に少ないということで、類似をいたします「セメント製品月報」と統合して、調査事務の効率化を図っていきたいと考えておるところでございます。

それがお手元の資料の2 - 2の1 ページの「1 . 調査票」の「(1) 廃止」及び「(2) 統合」のところでございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

先ほど基準は話し合っていましたので、何度も申し上げるようではございますけれども、その基準に照らして、例えば、二輪自動車及び部品の調査票の廃止が適切であるかどうかを御判断いただくこととなりますが、今の経済産業省の御説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。御説明としては、今、決めていただいた統一基準に照らして、調査票の廃止に関しては2 つ、統合に関しては、これも2 つと勘定すべきなのでしょうか、主に調査品目の数等を考慮した上での御判断ということなのではございますけれども、どうぞ。

小西専門委員 廃止した後に統合、廃止しなくても統合もあると思うのですが、私が気になるのは、生産とか生産能力は、おそらく品目とか、もっと部門の小さいのでとられると思うのですが、品目ベースで、労務は調査票ベースではないですか。労務の部分で、もし二輪自動車を作っている人数が今までは分かっていたけれども、知りたいという人は、統合されてしまうと、労務の方は、その調査票の製品を作っている従業者数になってしまうので、それが分からなくなってしまうのが、ユーザーとしては困るなというのがコメントで、ですので、さっき、ほとんど「自動車」の方が「二輪」も答えられているということではございますけれども、答えている人と働いている人は一緒かどうか分かりませんし、労働者の数というのは、これは資本のデータはないですから、工業統計とマッチングしたときに、資本のシェアで案分したり、二次利用のことを考えますと、統合した場合には、明らかに財が大きく異なるような場合は、能力や生産のように、労働の方も分けてくださると、非常にいいのではないかと思います。

西郷部会長 それに関してはいかがですか。

新井鉦工業動態統計室長 それについては、省内ではありますけれども、結果利用者等にヒアリングをして、分けておく必要があるものについては分けておくという整理をしていますので、これについては分けておいてくださいという要望が原課、車両課からは出てきていませんので、統合という形で整理をさせていただいております。

西郷部会長 小西専門委員、いかがですか。聞くと言っても、誰に聞いていくかという形になると思うのです。

小西専門委員 そうですね。ユーザーとしては、ちょっと使いにくくなりますね。どの人数で、どれだけのインプットを使ってアウトプットができているかというのが分からなくなるので。そういうことも念頭に置いて、今まで「二輪」でとっていた労働者を「自動

車」に移して、そのセルをキープしておくのがどれぐらいの労力なのか、私には想像ができないのですけれども、もし生産能力でそれができるのであれば、労務の方でも、今回ではなくても、次回とか、検討していただけるといいなと思います。役所の中でのニーズだけではなくて、もう少し広い視野で、実際使う方のことも考えて、生産と対応していないと、結局、使えないので。生産能力とも。

新井鉦工業動態統計室長 御指摘は受けて、どういうことが可能なのかということは検討させていただきたい。それから、目的外でどこまでそういうデータの工夫ができるのかだとかも併せて検討させていただければなと思います。

西郷部会長 よろしいですか。おそらく、今、小西専門委員がおっしゃったことは、経済学的に見て、生産量とインプットの間を関係を図ろうとしたときに、片や生産力の方は落ちてしまっているけれども、労務の方はインプットとして勘定されているということだと、今まで捉えていた生産関係は捉えにくくなるというのが御趣旨だとは思いますが、前にも出ましたけれども、構造面をはかるのが月次統計の守備範囲に考えられるべきなのか、それとも工業統計の守備範囲に入れるべきなのかというのは、考えどころなのではないかと思えます。おそらく経済産業省の御判断というのは、そういう構造面に関しては、工業統計調査の方で主に担って、こちらは生産量であるとか、月次の動態の部分を見て、動態の統計として、品目数が余りにも小さいというときには調査票を廃止したり、統合したりということを考えますという、多分、そういう御判断であろうかと思えます。もちろん政府統計ですので、いろいろな使い方ができますから、なるべく広い使用の在り方の可能性を残しておくことは重要だと思いますので、御検討は頂きたいということになりますけれども、よろしくお願ひします。

ほかにもたくさん検討しなければいけない項目がございますので、今回の廃止と統合に関しては、適当と御判断させていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、次の調査項目の新設、分割、削除ということに関して御説明をいただきたいと思ひます。お願ひします。

新井鉦工業動態統計室長 「イ 調査項目の変更」ということで、a 調査項目を新設する理由は妥当かということでございます。

調査項目として「受入」を新設することを予定してございます。「回転電気機械」のうち「電気ドリル」等9品目、資料で申しますと、先ほど見ていただきました2-2の1ページの「2. 調査項目」の「(1) 項目の新設」の一番上に出てまいります回転電気機械でございます。ここでは9品目の受け入れを申請することにしてございます。また、その下の行の2290、静止電気器具では、3品目について受け入れを申請することにしてございます。

理由と致しましては、国内下請等からの受入品があるにも関わらず、受入れの調査をす

る項目がないために、過欠で横腹が合わないような状況が生まれてございます。審査効率が悪い、なぜなのでしょうかと申したら、受入れですとかということですので、効率をよくするためにも、なおかつ調査の基本項目でありますので、受入れをちゃんと捉えていきたいということで改正をしておるものでございます。

「鉄鋼月報（その1）」において、製鋼用に用いられる「フェロアロイ」の消費量について、鉱物資源等の行政政策上どうしても必要だということで、受入れを調査してほしいということで調査をするように致しました。

それから、「ニット・衣服縫製品月報」の設備調査では、これまで「月間平均実働台数」ということで稼働率を計算してまいりました。稼働率の精度向上のために「月間生産能力」ということで把握をして、稼働率の計算に必要な生産実績を調査して、稼働率の精度を上げていきたいということで、項目を新設することを予定してございます。

以上でございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

今の御説明に関して、御意見、質問等ございますか。項目の新設に関しては、反対というのは余り出てこないと思うのですけれども、よろしいですか。これらに関しては、ニーズというか、新しく生まれ出てきているところということで、むしろ調査項目を設けるべきだということで、適当と判断させていただきます。

それでは、その次の御説明をお願いいたします。

新井鉦工業動態統計室長 変更事項2（調査項目の分割）、「受入」を「国内」と「国外」に分割する。統一基準も若干、原則とするとかいうことを入れさせていただきますが、調査項目を分割することは妥当かということでございます。

これも資料2-2の「調査項目」の「（2）項目の分割」の民生用電気機械器具というところを御覧いただければと思います。

「民生用電気機械器具」で調査しております「電子レンジ」等については、海外からの受入品が多く、「出荷」と「在庫」の動向に大きな影響を与えてございます。報告者とも調整を致しまして、受入れを「国内」と「国外」に分けて報告することが可能ということで、これを分けていきたいと思っております。

なお、本分割については、平成22年答申で、そういうものがあつたらどんでんできないかという御指摘を受けて、報告者の皆さんと調整した結果、報告可能となりましたので、今回も整備を行ったということでございます。

西郷部会長 ありがとうございます。

今の「（2）項目の分割」に関して、何か御意見等ございますか。

それでは、これも適当と判断をさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、今度は「（3）項目の削除」に関して御説明をお願いします。

新井鉦工業動態統計室長 変更事項3（調査項目の削除・再編）のa調査項目を削除・再編する理由は妥当かということでございます。

これも先ほどの資料2 - 2の1ページ及び2ページの「(3)項目の削除」を参照しながら見ていただければと思います。調査項目の削除、「太陽電池モジュール」が最初に出てきてございます。「調査品目の特性を考慮した調査項目とする。」に該当することから、3調査票で削除。熱間など調整内訳、行政ニーズの高いもの、行政ニーズの低下に伴って削除が1調査票。一方、鉄鋼月報(その5)(その6)、特殊鋼、熱間圧延鋼材の生産、消費、在庫など5項目について、項目が詳細であり、一般統計への移行を検討することから削除。また、鉄鋼月報(その2)(その7)、普通鋼、熱間圧延鋼材を原材料など2項目について、原材料は行政上特段の必要性が認められる品目を調査することから、必要性の低下に伴って削除するというので、ただだっと書いてしまっていますが、太陽電池モジュールにつきましては、現在、パネルの枚数を搭載してございます。それをパネルの発電量ということで単位を改めていきたいということで、それを変えるものでございます。

あと、主だって御説明すると、調査項目の再編についてということで、普通鋼冷間仕上鋼材(織類を除く。)消費内訳というものでございますが、生産内訳は、「行政ニーズ等が高いものとする。」に該当することから、4調査票で項目を再編、また、鉄鋼部門、消費内訳など、「原材料欄は政策上特段の必要性が認められる品目等について調査する。」ということから、必要性の低下に伴って調査票の項目を再編をするということで、項目をちょっと絞りまして、報告者負担の軽減等にも配慮した見直しを行ってございます。

ちょっと数が多いので見るのが大変であれば、前回資料2 - 5に個別の調査票ごとに新旧表が付いておりますので、こういうところで直しているというのを御覧いただければと思います。

西郷部会長 そうすると、「項目の削除」と「項目の再編」のところまで御説明いただいたということでよろしいですか。

新井鉦工業動態統計室長 はい。

西郷部会長 先ほどの抽象的な話と違って、今度は非常に具体的な話ということなので、なかなか質問することも難しいかもしれませんが、何か御意見、御質問等ございますか。

どうぞ、小西専門委員。

小西専門委員 「項目の削除」の6201番のゴム製品月報で「新ゴム量」を削除されるのですね。これは原材料として投入された量であるため、原材料を聞いているということなのですか。原材料の新ゴム量とここが一致した調査になっているのですか。

新井鉦工業動態統計室長 少々お待ちください。前回お配りした資料2 - 5の43ページでございます。従来、タイヤの生産、タイヤの本数並びにそれに使われていた新ゴム量調査をしておりましてということでございます。それを、それぞれの本数だけにしたということでございます。原材料は原材料で引き続き調査しておりますので、何もここまで新ゴム量を調査する必要はないだろうということで削除させていただきました。

小西専門委員 元々、この「新ゴム量」は生産の下にあったけれども、作るために使われていた、原材料と同じものが入っていたということなのですか。

新井鉦工業動態統計室長 はい。

小西専門委員 それに伴って、生産が数量なので、生産能力の方も本数にしたと。

新井鉦工業動態統計室長 そうでございます。

小西専門委員 つまり、どういう重さのタイヤを作ったかということが分からなくなるということでもいいのですか。新ゴム量が隣にあれば、どれぐらいのものを何本と分かるけれども、これだと、本数は分かるけれども、一体何トン生産したか、この中では分からなくなる。

新井鉦工業動態統計室長 単位的には、トンが分からなくなるということでございます。

小西専門委員 それは、生産額とか、金額のもので予測していくという形になるのですかね。実際、使う人たちは。

西郷部会長 これは回答を求めているような、質問に聞こえた。

小西専門委員 いいのかなと思って。製品の質というものが消えてしまうのがもったいないかなと思って。では、逆に重さだけ分かればいいのかといたら、材料に対して重さが分かれば、どれぐらい作ったかが分かりますけれども、本数にしてしまうと、小さいものを作っているか、大型を作っているかが、事業所をさかのぼらないと見えにくくなってしまふということですね。

新井鉦工業動態統計室長 今の点にはすぐお答えできますので。自動車タイヤの先ほどの表を見ていただくと、トラック、バス、これは割と大型です。それから、乗用車というのは割と小さいタイヤです。特殊車両は身の丈以上の、こんな大きいタイヤということで、本数を捉えることにしてございます。ただ、本数だと、1,000本単位では、そんな大きいのは出ませんので、ここは本数単位、1本単位で調べるという単位の見直しをしています。逆に、原材料消費はそれぞれ出ますので、トータルの本数に対する原材料そのものは出ますので、活用はできるのかなと思ってございます。

小西専門委員 分かりました。

西郷部会長 どうぞ。

近藤専門委員 太陽電池モジュールですけれども、出発当初は枚数でやっていて、容量を並行してとって、実態は、容量がいいからと枚数を外すと、そういうことでもいいのですね。

新井鉦工業動態統計室長 御指摘のとおりでございます。

西郷部会長 ほかにございますか。削除と同時に「項目の再編」というところまで御説明いただいたのですけれども、本日の資料2 - 2の2ページ目の(4)についてもいかがでしょうか。

よろしいですか。もしお気付きの点があるようでしたら、後ほどでも2ページの(4)に戻っていいということにいたしまして、本日、あと30分ぐらいで全部を見なければいけ

ないということもありますので、説明を先に進めさせていただいて、1つ1つ丁寧に御説明いただくと、多分、時間が足りなくなってしまうと思いますので、適宜、主な点に集中して説明していただくということで構いませんので、今度は2ページ目の「3. 調査品目」の「(1) 品目の新設」と「(2) 品目の統合」をまず御説明お願いいたします。

新井鉦工業動態統計室長 御説明します。資料2-2の2ページの「3. 調査品目」の「(1) 品目の新設」でございます。ここでは特にLEDで御説明いたします。LED、照明はとっておりました。器具はとっておりませんでしたので、今回、報告者との調整が済んだので、器具を捉えていきたいということでございます。

それから、2-2の3ページ「(2) 品目の統合」ということで書いてございます。行政ニーズの低下、規模の縮小、生産事業所の縮小等考慮して、結果、機械器具の金属加工機械、パンチングマシン、その他の数値制御式機械プレス等の統合、73品目を23品目にするというものでございます。

西郷部会長 かなりはしょった感じなのですがそれでも。

新井鉦工業動態統計室長 ちょっと品目が多いので。

西郷部会長 どういたしましょうか。多分、30分以内に全部見て、先ほどの基準に照らして適切かどうかを判断するというのはかなり困難であるということもございますので、今日、これをお持ち帰りいただいて、時間を掛けて見ていただいて、ここに関してはどうということなのか、説明を求めるということをメールで事務局に送っていただいて、次回、御説明が必要であれば御説明いただくという形で、一応、細かいところはそういうふうに見ようと思います。

今のところは、あと30分ぐらいございますので、経済産業省から、特にこの項目に関してはこういう議論があったので、説明を詳しくしておいた方がいいというところがあれば、お願いしたいと思います。今、今日の資料の2-2の3ページの「(2) 品目の統合」のところまで一応、御説明を頂いたことに致しまして、そこまでで何か御質問等ございますか。

なければ、説明を先に進ませてもらって、同じ資料2-2の4ページにございます「(3) 品目の削除」「(4) 品目の分割」「(5) 品目の移設」、主な項目をピックアップして御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

新井鉦工業動態統計室長 資料2-2の4ページ、「(3) 品目の削除」を御覧いただければと思いますが、規模が縮小している品目、生産事業所が減少している品目、秘匿措置が必要な品目ということで、代表例では、DVD-ビデオを初め9品目を落とすというものでございます。

西郷部会長 分割、移設についても主なものを、分割は1つしかございませんけれども。

新井鉦工業動態統計室長 同じように資料4ページでございます。省エネの観点から、樹脂を使用した木造住宅用サッシの増加に伴い、品目を材質別に調査をしたいということで、「サッシ-木造住宅用」を「アルミ」と「アルミ樹脂複合」ということで調査をした

いということでございます。以上でございます。

西郷部会長 「品目の移設」についても二、三ピックアップして説明していただけますでしょうか。

新井鉦工業動態統計室長 調査品目を移設することは妥当かということでございます。4ページの「品目の移設」というところですが、品目数が少なく、記入者負担ということもありまして、行くと。それから、先ほどの「自動車」のところでは触れましたけれども、「二輪自動車部品及び部品」から「自動車部品及び内燃機関電装品」へ移設する自動車部品の「エンジン」を初め14品目を移設するというところで書いてございます。

それから、定義的にもっと範囲を広くして、より生産活動の実態を捉えるということで、「軸受」の方に「軸受メタル」、従来は自動車用しか捉えていなかったということで、「軸受メタル」として捉えるということで整理をしてございます。

以上でございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、限られた時間ではございますけれども、4ページ目の「(3)品目の削除」「(4)品目の分割」及び「(5)品目の移設」に関して、質問等ございましたら、よろしく願います。よろしいですか。

それでは、説明を先に進めさせていただきまして、同じ資料の5ページになりますけれども、「(6)区分の変更」、「(7)単位の変更」及び「(8)定義の変更」、同じページにございますので、「4.調査品目(労務欄)」、それから、「5.調査品目(能力欄)」の「(1)品目の統合」、「(2)品目の削除」、「(3)品目の新設」及び「(4)変更」というところまで、またこれもかいつまんでという形になりますけれども、主な変更点について御説明をお願いいたします。

新井鉦工業動態統計室長 調査区分の変更ということで、具体的に資料の5ページの「(6)区分の変更」を御覧いただければと思いますが、ここではアクティブ型液晶素子についてコメントしてございます。用途別が変化しました後、品目特性に応じたということで、タブレットですとか、パソコンだとか、スマホですとか、携帯用、それぞれが分かる区分に直していきたいということで変更いたしてございます。

それから、調査品目の単位の変更ということでございます。同じく資料5ページの「(7)単位の変更」のところを御覧いただければと思いますが、製品の用途拡大などに伴い、従前の単位で実態に即さないということで、実態把握がより可能なものということで見直してございます。それには太陽電池モジュールの先ほどの単位の変更だとかということも併せて見直しを致してございます。

以上でございます。

西郷部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。5ページにある部分ということで、統一的な基準の見直しの考え方に照らして、適当と判断できるかどうかということなのですが、これも非常に詳細な項目

がたくさん並んでおりますので、ぱっと見て判断するのは難しいと思いますので、後ほどお気付きのことがありましたら、メールで事務局にお知らせいただければと思います。

一通り御説明を頂くために、説明を進めさせていただきますけれども、同じ資料の最後の6ページになりますけれども、「6. その他」というのがございます。「(1) 名称の変更」「(2) 斜線項目の追加」「(3) 対象範囲の変更」と「(4) 調査組織の変更」ということで、こちらもかいつまんでの説明ということで、よろしく願いいたします。

新井鉦工業動態統計室長 「その他」の変更ということで、調査票の名称変更等は妥当かということがございます。資料6ページの6ですが、品目を移設するに伴って最適の表現をするために調査票の名称を変更したいということが37番の電子計算機等で書いてございます。

変更事項2、斜線の項目ということで、妥当か。「セメント」と「セメント製品」の調査票を統合しました。その関係で、「セメント製品」では消費がないにもかかわらず、項目的に出てしまったということもありまして、誤記入を防ぐという観点で斜線を入れさせていただきます。

調査範囲の変更というところでございます。調査対象数が多い調査票について、昨今の調査環境が変化するためということで、調査範囲の変更をしたい、代表性等を考慮してということで整理を致してございます。

「(4) 調査組織の変更」。組織を変更する理由は妥当か、都道府県の負担増加にならないかということで、冒頭で都道府県等の業務量の推移も併せて御説明したとおり、業務量の適正化を図るという観点で整理をしたものでございます。

以上でございます。

西郷部会長 ありがとうございます。

質問を頂く前に、私から質問なのですが、最後のページの一番右側の欄で、今までは、先ほどまで審議した統一基準に照らして適切であるかどうかで、適切という意味でが付いていたと思うのですが、×というのは、該当するものがないから×が付いているということでしょうか。

具体的には、6ページ目の(1)の「品目の名称変更」というところで、右の欄を見ただくと、真ん中のところがではなくて×が付いている。この×の意味は、例えば、「斜線項目の追加」というのは、見直しの基準には当たらないけれども、こう変更しないと、かえって調査が適切に行えないから、当然のこととして、このような変更を加えますという意味だと理解できるのですが、真ん中の×も同じような意味で理解して大丈夫ですか。

新井鉦工業動態統計室長 現行統一基準にないということで×が、今までの基準から見ると、ということで付けております。

西郷部会長 分かりました。

それでは、最後のページのところになりますけれども、「6. その他」に関して、何か

御質問、意見等ございましたら、お願い致します。かなり詳細にわたっておりますので、後ほどメール等で質問を受け付けることにいたしますが、どうでしょうか。まず、資料2-2の1ページ目に戻っていただいて、1ページ目の「1.調査票」に関する事項、それから「2.調査項目」に関する事項のうち「(1)項目の新設」「(2)項目の分割」「(3)項目の削除」に関しては、非常に詳細に説明をしていただいて、それについて質疑応答で回答も適切であったと判断されますので、1ページ目に関しては、もうこれで決着したことにしていただいてよろしいですか。

そういったしますと、メール等で御意見、あるいは御質問を頂く部分というのは、資料2-2の2ページ以降の部分に限定させていただくこととなりますけれども、そういうまとめの仕方でもよろしいですか。

あと15分くらいありますので、ちょっと頑張って、決着した部分をもう少し増やしておいた方がいいということもございますので、資料2-2の2ページ目の「(4)項目の再編」の部分と、「3.調査品目」の「(1)品目の新設」の部分まで、何とか決着をさせたいと思いますが、こちらに関して、先ほど御審議いただきました統一基準に照らして、これらの項目の再編と、それから、品目の新設が適切であるとみなせるかどうかということ、15分くらいですけれども、御審議いただきたいと思います。

どうでしょうか。いかがですか。もっと時間を掛けてじっくり見た方がいいということであれば、2ページ目以降について、メール等で御意見、御質問等を頂くことにして、今日は、予定していたのは、資料2-2に基づいて説明をしていただいて、そういったしますと、審査メモに関わる論点への回答は全部済んだという形になるわけですかね。そういったしますと、もう一回分はやる形になるのですかね。

事務局 事務局としても、各項目に関して、統一基準に該当しているかどうかということについては、確認させていただき、該当しているとされているものについては、おおむね該当しているのではないかと考えてはおります。実際に各変更を御覧いただき、御質問等あれば、それについて、次回までに御質問いただいて、回答いただくという形にすれば問題ないのではないかと思いますので、疑問に感じられた部分に関して、事務局まで御連絡いただければと考えております。

西郷部会長 では、そういう形でお持ち帰りいただいて、もし質問があれば、メール等で事務局にお寄せいただければと思います。

どうぞ。

小西専門委員 でしたら、1ページだけ入れないのもあれなので、1ページも余りよく読めなかったので、入れていただくと助かります。

西郷部会長 すみません、せっかちにそういうことをしてしまいましたけれども、では、1ページ目、詳細に御説明いただきましたけれども、1ページ目まで含めて御質問、御意見等がありましたら、後ほど事務局にお寄せいただければと思います。

それでは、時間がそろそろまいりましたので、本日の審議はここまでとさせていただきます

ます。

今、お願いいたしましたように、資料 2 - 2 に基づきまして、個別の変更事項が統一基準に照らして適切ではないのではないかというような点がございましたら、事務局にお寄せください。

なお、部会長と致しまして、皆様にお願いがございます。本調査に関わる今後の部会開催についてですが、私の進行の状況が余りよくなかったということもございまして、予備日としていた 7 月 5 日ないしは 7 月 11 日を使って第 4 回目の部会を行う必要があると考えております。事務局とも相談いたしましたして、全員の方が出席できない日で申し訳ないのですけれども、7 月 11 日の 16 時から、場所も決まっているということなのですか。

事務局 場所は、こちらを押さえております。ここで大丈夫です。

西郷部会長 ああ、そうですか。多分、こちらの若松庁舎の 6 階の特別会議室ということになると思いますけれども、そこでまた審議をしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本部会において審議を効率的に行うために、今回の審議を踏まえて御確認いただきたい事項や御意見等がございましたら、特に資料 2 - 2 に関する御意見は 6 月 20 日までに事務局にお願いたします。御指摘いただきました点等について、事務局で取りまとめの上、御指摘等に対する回答を作成し、次回部会の資料として提出させていただきます。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次回の部会の日程等について、事務局から御連絡をお願いいたします。

事務局 次回の部会でございますが、再来週になります。6 月 27 日木曜日の午前 10 時からということで、場所は変わります、霞が関の中央合同庁舎 4 号館の共用第 3 特別会議室になります。場所が変わりますので、御留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それから、先ほど部会長からお願いのございましたお気付きの点、それから、次回の部会において必要な資料等ございましたならば、来週 6 月 20 日木曜日までにメール等によりまして事務局まで御連絡をお願いいたします。

なお、本日使いました資料でございますが、席上配布資料がございますので、これはお持ち帰りになりませんように、机の上に置いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

その他の資料につきましては、次回以降の部会におきましても審議資料として利用しますので、お忘れなくお持ち帰りいただきますようお願いいたします。

なお、お荷物になるようでしたら机に置いておいていただければ、また次回、御用意させていただきます。

事務局からは以上でございます。

西郷部会長 それでは、本日の部会はこれで終了いたします。大変長い間、どうもありがとうございました。